

ショートステイ松葉園介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人志豊会が開設するショートステイ松葉園（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要支援状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(事業所の名所等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ショートステイ松葉園
- 2 所在地 千葉県野田市中里43-3

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、以下の人数は施設運営の最低基準とし、余裕を持った運営に努める。

- 1 管理者 1名（常勤1名・本体施設と兼務）
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上（非常勤1名・本体施設と兼務）
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 3 生活相談員 1名以上（常勤1名・本体施設と兼務）
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 4 介護職員 3名以上（常勤3名）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5 看護職員 1名以上（常勤1名・本体施設と兼務）
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- 6 管理栄養士 1名以上（常勤1名・本体施設と兼務）
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- 7 機能訓練指導員 1名以上（常勤1名・本体施設と兼務）
日常生活を営むのに必要は機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 8 事務職員 2名以上（常勤2名・本体施設と兼務）
必要な事務を行う。

第3章 入所定員

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、10名とする。

第4章 入所者の処遇の内容（サービスの内容）及び利用料その他の費用の額

（内容及び手続きの説明及び同意）

第6条 事業者はサービスの提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

（介護予防短期入所生活介護事業の内容）

第7条 介護に当たっては、地域包括センターや介護予防支援事業所が作成した介護予防短期入所生活介護計画に従い、利用者の自立の支援を日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 二 日常生活上の介護
- 三 食事の提供
- 四 機能訓練
- 五 健康管理
- 六 相談・援助

（食事の提供）

第8条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2 利用者の自立支援に考慮し、可能な限り離床して行うよう努める。

食事の時間はおおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 8:00～9:00
- (2) 昼食 12:00～13:00
- (3) 夕食 18:00～19:00

（機能訓練）

第9条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第10条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第11条 介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割・2割若しくは3割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しない介護予防短期入所生活介護を提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

一 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

二 食事の提供に要する費用（朝食450円、昼食700円、夕食700円）

三 滞在に要する費用（2,400円）

四 理美容代

五 前各号にかかげるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は、野田市、柏市、流山市、我孫子市、春日部市、吉川市、幸手市、松伏町、杉戸町、坂東市、常総市（旧水海道市）、守谷市、境町、五霞町を区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、管理者や医師、看護職員、介護職員などの施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2 利用者は、事業所の設備、備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害を生じた場合は、利用者が賠償するものとする。

3 その他この規定に定めるもののほか、サービス利用に関する事項については契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

第5章 緊急時、非常時の対応

(緊急時における対応方法)

第14条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又

は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第6章 その他

(掲示)

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制等を掲示する。

(勤務体制の確保)

第17条 利用者に対して、適切な介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、介護予防短期入所生活介護従業者等の勤務体制を定める。

2 介護予防短期入所生活介護従業者等の質向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第18条 介護予防短期入所生活介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。

(苦情処理)

第19条 提供した介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ、適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第20条 利用者に対する介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処理を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福法人志豊会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日に改定。

この規程は、平成30年8月1日に改定。

この規定は、令和5年6月1日に改定。